

企業立地の優遇制度

融資の名称	産業立地促進資金		
融資の種類	新規立地促進融資		グローアップ融資
		知事特認	
融資対象	各種法令等に基づく県内工場適地等 (知事特認の対象となる産業団地等を 除く)に工場等を新設するもの	地方公共団体、地方公共団体が出資 する法人又は国等により取得又は造成 された県内の産業団地等に工場を新設 するもの	「戦略3産業」、「未来技術」及び「重点支援 成長分野」として位置づける産業及び技術 等の成長分野における先進性のある大規 模投資や、雇用創出又は中小受託事業者 への発注等地域経済への波及効果の大き い大規模投資を行う場合の融資をいう。
融資限度額	10 億円	20 億円	5 億円 下限5千万円超
融資期間	12 年以内(うち据置2年以内)	15 年以内(うち据置3年以内)	12 年以内(うち据置2年以内)
融資利率 (固定)	保証協会の保証を付す場合、 年2.0%以内 (責任共有制度対象外) 年2.2%以内 (責任共有制度対象) 保証協会の保証を付さない場合、 年2.5%以内	保証協会の保証を付す場合、 年1.5%以内 (責任共有制度対象外) 年1.7%以内 (責任共有制度対象) 保証協会の保証を付さない場合、 年1.8%以内	保証協会の保証を付す場合、 年1.8%以内 (責任共有制度対象外) 年2.0%以内 (責任共有制度対象) 保証協会の保証を付さない場合、 年2.2%以内
着工前の 承認	-	必要	必要
取扱する 金融機関	栃木県内に営業店を有する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫		
資金の使途	土地の購入資金(土地取得後、3年以内に操業を開始するものに限りま す) 工場等の建築資金 機械等の購入資金(新規に限ります)		工場等の建築資金 機械等の購入資金 (新規、拡充に限ります)
融資実行・ 返済方法等	融資実行及び返済方法等その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによります		

新規立地促進融資とグローアップ融資の併用はできません。

植物工場に関する保証協会の保証の取扱いについては、保証協会にご確認ください。

栃木県企業立地推進補助金（土地、建物、生産設備への補助）

補助金名	対象企業	補助対象
企業立地・集積促進補助金	県内産業団地等の土地や建物等を取得した企業	土地、建物、生産設備
産業定着集積促進支援補助金	県内の既存工場等の新增設、建替等を行う企業	建物、生産設備

補助額

土地：不動産取得税課税標準額の 3 %
建物：不動産取得税課税標準額の 4 %
生産設備：投資額が 30 億円を超えた場合に一部を補助

以下に該当する企業は **5 %**

- ・食品関連企業（建物は県内に本社を置く中小企業者の場合）
- ・国のグリーン成長戦略の14分野のうち、
カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業
- ・半導体・蓄電池等の特定重要物資の安定供給確保の
実現に資する投資を行う企業

補助限度額

最大 30 億円

半導体・蓄電池関連企業は
最大 70 億円 を補助！

別途詳細な交付要件があります。

問合せ先

産業政策課企業立地班

028-623-3202

kogyodanchi@pref.tochigi.lg.jp



栃木県企業立地推進補助金（賃借料等への補助）

補助金名	対象企業	補助対象経費
女性活躍オフィス立地・拡大補助金	県内に新たにオフィスを設置する企業	賃借料、通信費、人件費

補助対象者

情報通信業 専門・技術サービス業
スタートアップ企業

要件

県内在住女性1名以上の新規雇用
被雇用者5人(中小企業は3人)以上の配置 等

補助額

賃借料1/2以内
通信費1/2以内
人件費30万円/人(県内女性新規雇用者)
総補助上限額: 210万円/年

補助期間

2年間

別途詳細な交付要件があります。

